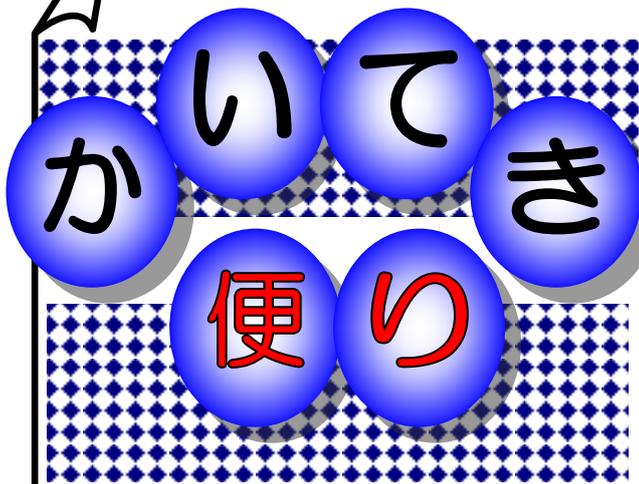


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



- お知らせ
- ・令和3年度介護職員(等特定)処遇改善計画書の受付を開始します。
- ・令和2年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」事業所向け説明会(2月22日オンライン開催)の申込期限は2月15日です！
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」申込受付中！

令和3年2月1日発行 第199号

お知らせ

○ 令和3年度介護職員(等特定)処遇改善計画書の受付を開始します。

令和3年4月から介護職員(等特定)処遇改善加算を算定する場合は、令和3年度介護職員(等特定)処遇改善計画書を令和3年4月15日(木曜日)【期限必着】までに御提出ください。

【対象】

- ・令和2年度に介護職員処遇改善加算(及び介護職員等特定処遇改善加算)を取得しており、令和3年度も引き続き加算を算定する法人(年度更新)
- ・令和3年4月以降、初めて介護職員処遇改善加算または介護職員等特定処遇改善加算を取得する法人(新規申請)

東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、下記ホームページに掲載しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算(現行加算及び新加算)について(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【提出先】提出は原則メールにて受け付けます。

・メールアドレス: mbx_ksk@section.metro.tokyo.jp

※メール提出の場合、Excelファイル名を「適用開始月_法人名_令和3年度介護職員処遇改善計画書」としてください(例:「4月_都庁ケアサービス_令和3年度介護職員処遇改善計画書」)。

※提出はExcel形式でお願いします(PDF不可)。

※様式の数式等は変更せずにご使用ください。

・(メールでの提出が困難な場合のみ郵送先可)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎26階

東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課 介護職員処遇改善加算担当あて

【お問合せ先】介護保険課 介護職員処遇改善加算担当

TEL: 03-5320-4305または03-5320-4343

FAX: 03-5388-1425

※受付時間: 平日9時00分~17時30分(12時00分~13時00分を除く)

○令和2年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和2年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<令和2年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	最終締切 令和3年2月10日(水曜日) 都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	最終締切 令和3年2月10日(水曜日) 都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	今年度申請受付終了
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	今年度申請受付終了
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接ご確認ください
	訪問看護師オンデマンド研修事業 ※(一社)東京都訪問看護ステーション協会に委託して実施しています。	★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ https://www.tokyohoukan-st.jp/ondemand.html ★勉強会(3月16日(火曜日))募集中!相談受付実施中! ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。

※各補助金事業は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問合せ先】

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-139

○「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」事業所向け説明会(2月22日オンライン開催)の申込期限は2月15日です！

介護サービス事業所等において、若年性認知症の人の受け入れを進めていくための知識や「通いの場」を作っていくための「実践ポイント」、小規模多機能型居宅介護事業所の実践事例をお伝えする説明会を開催します。

オンラインにより開催しますので、この機会にぜひご視聴ください。

【日時】

令和3年2月22日(月曜日)午後2時00分～午後3時30分

◎オンライン(ライブ配信方式)で開催します。

【対象】

都内の介護サービス及び障害福祉サービス事業者、行政職員、若年性認知症支援に関わる方

【定員】

250名【参加無料】※事前申込制。先着順

【申込方法】

詳細は以下のホームページをご参照ください。

[リンク先ページ](#)

視聴方法等につきましては、後日、申込フォームに記載いただいたメールアドレス宛に電子メールにてお知らせいたします。

【申込期限】

令和3年2月15日(月曜日)

【テキスト】

「若年性認知症の本人の通いの場をつくるガイドブック」を使用します。

当日は、下記からPDF版をダウンロードいただき、併せてご参照ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/manual_text/jakunen_guidebook/index.html

【お問合せ先】在宅支援課認知症支援担当 TEL03-5320-4276

○ 「高齡者見守り人材向け出前講座」申込受付中！

高齡者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齡者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齡者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齡者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齡者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齡者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齡者見守りハンドブック」を配布します。**高齡者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご利用ください。

派遣期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止等変更となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
の他、地域の高齡者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2020年4月1日から2021年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齡者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0543(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております